

特定非営利活動法人上田映劇

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、 特定非営利活動法人上田映劇という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県上田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、信州上田地域にとって歴史のおよび文化的な財産のひとつでもある劇場「上田映劇」を拠点として、上田映劇の保存および、上田地域でのロケーション作品をはじめとする様々な映画作品の定期的な上映活動を通じ、市民の暮らしや心を豊かにすることひいては地域の芸術文化活動の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 映画の上映及び落語、演劇、コンサート等の開催事業
- (2) 貸ホール事業
- (3) 上田映劇の保存事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 特別会員 この法人の目的に賛同して賛助するために入会した個人及び団体で、総会で議決権を有しない会員

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事

長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(会員の退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(会員の除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 再三の警告にも応じず、運営妨害行為を繰り返したとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拋出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、年会費、その他の拋出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上15名以内
- (2) 監事1名

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 理事長及び業務執行理事(理事長以外の理事であつて、理事会の決議によってこの法人の業務を執行する理事として選定されたものをいう。以下同じ。)は、毎事業年度に4か月を超える

間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

6 理事の職務権限は、次の表のとおりとする。

(1) 理事長	この法人を代表し、その業務を執行する。 理事会を招集し、議長として主宰する。 総会を招集する。 直接もしくは副理事長、業務執行理事を通じて事務局を統括・指揮し、重要事項を承認・決定する。
(2) 副理事長	理事長を補佐し、必要に応じて理事長の職務を代行する。
(3) 業務執行理事	理事会で決議する次の業務を分掌し、執行する。 ・ <u>広報担当</u> ・ <u>補助金・助成金担当</u> 各業務執行理事は、協力して業務を遂行するとともに、担当業務に関し事務局を指揮・監督する。 必要に応じて理事長、副理事長の職務を代行する。

6 監事は、次の各号に定める職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の

任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6) 入会金及び会費の額

(7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) 事務局の組織及び運営

(9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法（メール等）により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法（メール等）により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席した正会員の過半数の求めがある場合、あらかじめ通知しない事項についても議決できるものとする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法（メール等）をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第50条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法（メール等）表決者若しくは表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した

議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法（メール等）により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法（メール等）により、開催の日の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長または、理事長の指名した理事がこれに当たる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法（メール等）をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるこ

とができない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電磁的方法（メール等）の表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が署名、押印しなければならない。

第 7 章 事務局

(設置及び職員の任免)

第 38 条 この法人に事務局を置く。

2 事務局に日常業務を遂行するスタッフを置く。

3 スタッフのうち、事務局を統括するもの 1 名を事務局長、事務局長を補佐するもの若干名を事務局次長とする。

4 事務局長及び事務局次長は理事会が任免し、その他のスタッフは事務局長が任免する。

(組織及び運営)

第 39 条 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第 8 章 資産

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 9 章 会計

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第 46 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 10 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第 52 条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は解散時の総会で定める特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 11 章 情報公開に関する規定

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府ポータルサイトに掲載して行う。

(情報の公開)

第 56 条 この法人は、次に掲げる書類を事務所に備え置き、正当な理由を有する者に対し、閲覧させるものとする。

- (1) 定款
- (2) 事業計画、収支予算（当該年度のもの）
- (3) 過去 5 年間の事業報告、貸借対照表及び活動計算書、財産目録
- (4) 理事会及び社員総会の議事録

第 12 章 文書管理に関する規定

(決裁手続)

第 57 条 文書の起案は、各部において行い、起案した文書は、決裁権者の決裁を受けるものとする。

(文書の整理・保管)

第 58 条 文書の整理及び保管は、原則として当該文書に係る業務を行う部において行う。

(保存期間)

第 59 条 文書の保存期間は、永久、10 年、5 年、3 年又は 1 年のいずれかと原則して、部長は、適宜、その期間を指定する。ただし、関係法規により保存期間が定められているものは、少なくとも当該保存期間、保存しなければならない。

2 前項の保存期間は、当該法人文書の処理が完了した事業年度の翌事業年度から起算する。

第 13 章 リスク管理に関する規定

(具体的リスク発生時の対応)

第 60 条 この章において「具体的リスク」とは、不祥事の発生、この法人に関する誤った情報の流布、財政の悪化、法人内部の係争、外部からの侵害、自然災害の発生その他の要因又は原因の如何を問わず、上記の損失又は不利益の発生の具体的可能性を伴うすべての事象をいう。

2 役職員は、具体的リスクの発生を認知した場合には、これに伴い生じるこの法人の物理的、経済的又は信用上の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内で、十分な注意をもって初期対応を行う。この場合において役職員は、当該具体的リスクに起因する別の具体的リスクの有無も検討した上、必要に応じ、その回避等措置も併せて講ずる。

3 職員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに適切な上位者に必要な報告をするとともに、その後の処理については関係部と協議を行い、上位者の指示に従う。

4 役員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに関係部署に必要な連絡及び指示をするとともに、その後の処理について関係部と協議を行い、適切にこれを処理する。

(緊急事態)

第 61 条 この章において「緊急事態」とは、自然災害、事故、インフルエンザ等の感染症、犯罪、機密情報の漏えいや情報システムへの不正アクセスその他これらに準じる法人運営上の緊急事態によって、この法人、この法人の事業所又は役職員に急迫の事態が生じ、又は生じるおそれがあり、この法人を挙げた対応が必要である場合をいう。

2 緊急事態の発生時においては、当該緊急事態の対応を行う部は、概ね次の順序により対応することを基本とする。

- (1) 生命及び身体の安全を図ること。
- (2) 被害状況を把握すること。
- (3) 必要に応じて、官公署に連絡等を行うこと。
- (4) 更なる被害の発生及び再発の防止を図ること。

第 14 章 雑則

(細則)

第 62 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人 の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	長岡秀貴
副理事長	直井恵
理事	竹重慶隆
理事	鳥居希
監事	竜野秀一

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 30 年度の通常総会までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 30 年 7 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|-----|---------|----------|
| (1) | 正会員入会金 | 0 円 |
| (2) | 正会員会費 | 60,000 円 |
| (3) | 特別会員入会金 | 0 円 |
| (4) | 特別会員会費 | 10,000 円 |

これは、当法人の定款である。

長野県上田市中央

特定非営利活動法人上田映劇

理事長 長岡秀貴